

森林法等の一部を改正する法律案要綱

第一 森林法の一部改正

一 森林計画制度の見直し

(一) 地域森林計画の計画事項の見直し

鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域（以下「鳥獣害防止森林区域」という。）の基準その他の鳥獣害の防止に関する事項を地域森林計画の計画事項とすること。（第五条関係）

(二) 国有林の地域別の森林計画の計画事項の見直し

鳥獣害防止森林区域及び当該鳥獣害防止森林区域内における鳥獣害の防止に関する事項を森林計画の計画事項とすること。（第七条の二関係）

(三) 市町村森林整備計画の計画事項の見直し

鳥獣害防止森林区域及び当該鳥獣害防止森林区域内における鳥獣害の防止に関する事項を市町村森林整備計画の計画事項とすること。（第十条の五関係）

二 伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況に関する報告制度の創設

森林所有者等は、伐採及び伐採後の造林の届出書に記載された伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況について、市町村の長に報告しなければならないものとする。こと。
(第十条の八第二項関係)

三 要間伐森林制度の拡充

要間伐森林に係る間伐又は保育に利害関係を有する者は、要間伐森林である旨等の通知(以下「要間伐森林通知」という。)をすべき旨を書面により当該要間伐森林の所在地の属する市町村の長に申請することができるものとし、市町村の長は、当該申請について速やかに検討を加え、要間伐森林通知をすることが必要と認めるときは、要間伐森林通知をするものとする。こと。

(第十条の十第三項から第六項まで関係)

四 共有者不確知森林に係る裁定制度の創設

(一) 地域森林計画の対象となっている民有林であつて、当該森林の立木が数人の共有に属するものうち、過失がなくて当該森林の森林所有者の一部を確知することができないもの(以下「共有者不確知森林」という。.)の森林所有者で知れているもの(以下「確知森林共有者」という。.)が当該共有者不確知森林の森林所有者で確知することができないものの立木の持分(以下「不確知立木持分」とい

う。）又は伐採及び伐採後の造林の実施のため当該共有者不確知森林の土地を使用する権利（以下「不確知土地使用権」という。）の取得をしようとするときは、当該確知森林共有者は、公告を求める旨を市町村の長に申請することができるものとする。

（第十条の十二の二関係）

（二）市町村の長は、（一）による申請があつた場合において、当該申請が相当であると認めるときは、共有者不確知森林の土地の所在、森林所有者又は土地の所有者で確知することができないもの（以下「不確知森林共有者等」という。）等は公告の日から起算して六月以内に市町村の長に申し出るべき旨等を公告するものとする。

（第十条の十二の三関係）

（三）市町村の長は、（二）による公告に係る申請をした確知森林共有者に対し、（二）の申出の有無を通知するものとし、当該申出がないときは、当該確知森林共有者は、当該通知の日から起算して四月以内に、都道府県知事に対し、不確知立木持分又は不確知土地使用権の取得に関し裁定を申請することができるものとする。

（第十条の十二の四関係）

（四）都道府県知事は、（三）による申請をした確知森林共有者が不確知立木持分又は不確知土地使用権を取得することが当該申請に係る共有者不確知森林の立木の伐採及び伐採後の造林を実施するために必要

かつ適当であると認めるときは、当該申請に係る不確知立木持分又は不確知土地使用権を取得すべき旨の裁定をするものとする事。

(第十條の十二の五關係)

(五) 都道府県知事は、(四)の裁定をしたときは、その旨をその裁定の申請をした確知森林共有者に通知するとともに、これを公告しなければならないものとし、当該公告があつたときは、その裁定の申請をした確知森林共有者は、当該共有者不確知森林についての不確知立木持分又は不確知土地使用権を取得するものとする事。

(第十條の十二の六關係)

(六) (四)の裁定の申請をした確知森林共有者は、その裁定において定められた補償金の支払の時期までに、その補償金を不確知森林共有者等のために供託しなければならないものとする事。

(第十條の十二の七關係)

五 森林經營計画の見直し

(一) 対象とする森林の全部又は一部が鳥獣害防止森林区域内に存する場合には、鳥獣害の防止の方法を森林經營計画の計画事項とすること。

(第十一條第二項關係)

(二) 森林經營計画の認定要件として、対象とする森林の全部又は一部が鳥獣害防止森林区域内に存する

場合には、(一)の鳥獣害の防止の方法が鳥獣害の防止の方法に関する基準に適合していることを加えるものとする。

(第十一条第五項関係)

六 特定保安林制度の見直し

地方公共団体及び国立研究開発法人森林研究・整備機構は、都道府県知事の指定を受けたときは、速やかに、要整備森林の立木についての所有権の移転等に関し協議すべき旨の勧告を受けた者に対し、当該勧告に係る協議（同機構にあつては、水源林造成業務に係るものに限る。）の申入れをするよう努めるものとする。

(第三十九条の五第三項関係)

七 林地台帳等の作成等

(一) 市町村は、森林の土地の所有者、森林の土地の所在、森林の土地の境界に関する測量の実施状況等を記載した林地台帳及び森林の土地に関する地図を作成し、公表するものとする。

(第百九十一条の四及び第百九十一条の五関係)

(二) 森林の土地の所有者は、当該森林の土地に係る林地台帳又は(一)の地図に記載の漏れ又は誤りがあることを知ったときは、市町村に対し、その旨を申し出ることができるものとする。

(第百九十一条の六第一項関係)

(三) 市町村の長は、(二)による申出について速やかに検討を加え、林地台帳又は(一)の地図を修正することが必要と認めるときは、これらの修正を行うものとするとともに、その旨を当該申出を行った者に速やかに通知するものとする。

(第百九十一条の六第二項及び第三項関係)

八 罰則の強化

土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為の中止又は復旧に必要な行為をすべき旨の命令に違反した者等に対する罰則を強化し、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処するものとする。

(第二百六条及び第二百十条関係)

第二 分収林特別措置法の一部改正

一 分収林契約に係る募集又は途中募集の届出事項の見直し

分収林契約に係る土地の全部又は一部が鳥獣害防止森林区域内にあるときは、当該鳥獣害防止森林区域における鳥獣害の防止の方法を分収林契約に係る募集又は途中募集の届出事項とすること。

二 契約条項の変更手続に関する規定の新設

分収林契約において、確知することができない契約当事者が存在する場合等であっても、契約条項の変更を円滑に行うことができるよう、契約当事者の十分の一を超える異議がないことをもって、契約条項の変更ができるものとする。

(第十一条から第十八条まで関係)

第三 森林組合法の一部改正

一 共同施業規程の記載事項の追加

(一) 共同施業規程の記載事項に、鳥獣害防止森林区域において、森林組合が委託を受けて行う鳥獣害の防止に関する事項を追加すること。

(第二十五条の二第二項第三号関係)

(二) 組合員が、森林施業の共同化に関する協定を締結し、当該協定の定めるところに従った鳥獣害の防止につきその委託を申し出た場合において、当該協定が共同施業規程に即していると認められるときは、森林組合は、正当な理由がないのに、その受託を拒んではならないものとする。

(第二十五条の二第三項関係)

二 森林経営事業の見直し

- (一) 出資組合は、林業を行う組合員の利益の増進を期するためには当該出資組合が自ら経営することが相当と認められる森林につき、森林の経営及びこれに附帯する事業（以下「森林経営事業」という。）を行うことができるものとする。

(第二十六条第一項関係)

- (二) 出資組合が行う森林経営事業に常時従事する者の三分の一以上は、当該出資組合の組合員又は組合員と同一の世帯に属する者でなければならぬものとする規定を廃止すること。

(旧第二十六条第三項関係)

- (三) 総組合員の数が農林水産省令で定める数を超える出資組合にあつては、総組合員の三分の二以上の書面による同意に代えて、当該出資組合の総会に総組合員（准組合員を除く。）の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を経ること等によって、森林経営事業を行うことができるものとする。

(第二十六条の二関係)

- (四) 出資組合が、森林経営事業を行おうとするときは、森林経営規程を定め、行政庁の承認を受けな

ればならないものとする。

（第二十六条の三関係）

三 生産森林組合の事業等の見直し

- (一) 生産森林組合は、委託を受けて森林の施業又は経営を行うことができるものとする。

（第九十三条第二項第三号関係）

- (二) 生産森林組合は、その組織を変更し、株式会社、合同会社又は認可地縁団体になることができるものとし、総会における組織変更計画の承認、都道府県知事の認可その他の組織変更の手續について定めること。

（第三章第二節関係）

四 森林組合連合会の事業の見直し

- (一) 森林組合連合会は、所属員の所有する森林の経営を目的とする信託の引受けを行うことができるものとする。

（第一百一条第一項第一号の三関係）

- (二) 森林組合連合会は、所属員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、所属員が森林所有者である森林と一体として整備することが必要であると認められる森林に係る森林所有者に、受託施業等の事業を利用させることができるものとする。

（第一百一条第八項関係）

(三) 森林組合連合会は、森林経営事業を行うことができるものとする。 (第百一条の二関係)

五 その他

(一) 信託規程等の変更手続の簡素化

信託規程、共済規程又は林地処分事業実施規程の軽微な変更については、行政庁の承認を受けることを要せず、届出をすれば足りるものとする。 (第十条第三項及び第四項等関係)

(二) 理事の自己契約等に係る手続の整備等

理事が森林組合との取引等をしようとするときは、理事会において当該取引についての重要な事実を開示し、その承認を受け、当該取引後には報告しなければならないものとする。

(第四十七条関係)

第四 木材の安定供給の確保に関する特別措置法の一部改正

一 事業計画制度の見直し

(一) 事業計画に係る指定地域の見直し

都道府県知事は、森林資源の状況からみて林業的利用の合理化を図るべき相当規模の森林がある地域を指定地域として指定することができるものとする事。

（第二条関係）

（二）事業計画の作成主体の拡充

指定地域内の森林の森林所有者等は、当該森林所有者等が生産した木材を製品の原材料若しくはエネルギー源として利用する事業者又はその組織する団体と共同して、木材の安定的な取引関係の確立を図る事業に関する計画（以下「事業計画」という。）を作成し、都道府県知事又は農林水産大臣の認定を受けることができるものとする事。

（第四条関係）

二 伐採及び伐採後の造林の届出の特例の見直し

一の（二）の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）が当該認定に係る事業計画（以下「認定事業計画」という。）に従って行う立木の伐採については、認定事業計画に記載された伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況について、市町村の長に報告しなければならないものとする事。

（第七条関係）

三 森林経営計画の認定基準の特例の見直し

認定事業者が認定事業計画の対象となっている森林であつて公益的機能別施業森林区域以外の区域内に存するものにつき認定又は変更の認定の請求をした森林経営計画については、当該認定に係る要件を指定地域における森林の林業的利用の合理化等とすること。
(第八条及び第九条第二項関係)

四 保安林における形質変更等行為の許可の特例の創設

認定事業者が、保安林の区域内において認定事業計画に従つて作業路網等を整備するため形質変更等行為をする場合には、都道府県知事の許可があつたものとみなすものとする。
(第十四条関係)

五 林業・木材産業改善資金の特例の創設

林業・木材産業改善資金であつて、認定事業者が認定事業計画に従つて木材生産流通改善施設を整備するのに必要なものの償還期間は、十二年を超えない範囲内で政令で定める期間とするものとする。
(第十五条関係)

六 木材安定供給確保支援法人の廃止

木材安定供給確保支援法人を廃止すること。

(旧第三章関係)

第五 国立研究開発法人森林総合研究所法の一部改正

一 法律の題名及び法人の名称の変更

法人の名称を国立研究開発法人森林総合研究所から国立研究開発法人森林研究・整備機構（以下「機構」という。）に改称するとともに、法律の題名を国立研究開発法人森林研究・整備機構法に改めるところ。

（題名及び第二条関係）

二 機構の目的の改正

機構は、森林及び林業に関する試験及び研究、林木の優良な種苗の生産及び配布、水源を涵養するた
めの森林の造成等を行うことにより、森林の保続培養を図るとともに、林業に関する技術の向上に寄与
し、もって林業の振興と森林の有する公益的機能の維持増進に資することを目的とすること。

（第三条第一項関係）

三 機構の業務の範囲の変更

- （一） 機構は、水源を涵養するための森林の造成を行うものとする。 （第十三条第一項第四号関係）
- （二） 機構は、（一）の業務及びこれに附帯する業務を行うに当たっては、環境の保全について配慮しなけれ

ばならないものとする。

(第十三条第三項関係)

- (三) 機構は、(一)の業務及びこれに附帯する業務の遂行に必要な限度において、その職員に、他人の土地に立ち入り、測量、実地調査若しくは標識の建設をさせ、又は測量等の支障となる立木竹を伐採させることができるものとする。

(第十四条関係)

四 区分経理

機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならないものとする。

(第十六条及び第十七条関係)

- (一) 森林及び林業に関する総合的な試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習を行う業務、森林及び林業に関する試験及び研究に必要な標本の生産及び配布を行う業務並びに林木の優良な種苗の生産及び配布を行う業務並びにこれらに附帯する業務

- (二) 水源を涵養するための森林造成を行う業務及びこれに附帯する業務

- (三) 森林保険を行う業務

五 その他

その他機構の業務の範囲の変更に伴い所要の規定を整備すること。

第六 施行期日等

一 この法律は、一部の規定を除き、平成二十九年四月一日から施行するものとする。

（附則第一条関係）

二 この法律の施行に伴う所要の経過措置を整備するとともに、関連法律の一部を改正するものとする。

（附則第二条から第二十八条まで関係）